

「受動喫煙防止法」の早期制定を求める意見書

平成15年（2003年）5月、世界保健機関（WHO）総会は「たばこ規制枠組条約」を採択し、我が国は平成16年に締結している。この条約は、たばこの煙に晒されることが健康、社会、環境などに及ぼす悪影響から、現代及び将来の世代を保護することを目的としており、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙からの国民の保護について各国に措置を講ずるよう求めている。

我が国では、この条約の締結に合わせて健康増進法が制定され、不特定多数が利用する施設における受動喫煙防止措置が努力義務として規定されたため、公共施設ではほとんどが、建物内あるいは敷地内禁煙となるなど施策に一定の進展を見るところとなっている。

しかし、たばこ規制枠組条約に基づき平成19年に採択された「ガイドライン」は「すべての屋内の公共の場は禁煙とすべき」としており、我が国の現状はこうした国際基準からはまだ遠い位置にある。

受動喫煙の防止は、国民の健康な生活を保障するだけでなく医療保険財政の健全化にも資するものであり、国政における喫緊の課題と考える。よって、国会及び政府においては、公共的施設における完全禁煙を実現する「受動喫煙防止法」を早急に制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 6月 日

調布市議会議長 林 明裕

（提出先）

内閣総理大臣 厚生労働大臣 消費者庁担当大臣

衆議院議長 参議院議長

公明党の見解

平成25年6月17日

平成25年 第2回定例会にて議員提出議案として提出された「受動喫煙防止法の早期制定を求める意見書」は、主に公共的施設での完全禁煙を訴える趣旨であり、喫煙者に対する対策には全く触れられていない内容でありました。

調布市公明党は平成15年より6度にわたって代表質問、一般質問等にて「受動喫煙防止、禁煙、分煙」について訴え続けてきました。調布市本庁舎（建物内）をはじめ、公的施設内の完全禁煙が実現してきているのは公明党が勝ち取った実績であると自負しております。

現在は施設外に完全分煙できる対策として屋外喫煙コーナーにブースを設けることを提案しながら受動喫煙の防止を進めております。

このたびの意見書に“反対”との態度を示したのは、決して受動喫煙防止を反対するものではありません。

もっと丁寧な、より具体的に受動喫煙の防止を推進していくという立場からの態度であります。

更につけ加えると、このたびの意見書は提案に対する署名（賛同者）は一部の議員のみでありました。提案者は今まで議会等で一度も受動喫煙防止についての提案はなく、参議院選挙直前の意図的な提出と考え賛同しませんでした。

今後も選挙前のパフォーマンスや、実績を横取りするかの
ような意見書には厳しく対応してまいります。

以上